平成２６年（再ロ）第４号

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津331番地３

再生債務者　長谷部智子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年２月４日まで

平成27年１月14日

佐賀地方裁判所民事部破産係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１００４３号

東京都足立区鹿浜４－９－16

再生債務者　田本　　亘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年１月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月９日

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第９号

福岡県大野城市大池１丁目12番16号　202号

再生債務者　北村まつみ

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年１月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月８日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第２６号

大阪府守口市平代町９番15―901号

再生債務者　長島　正人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年１月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月９日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第９号

埼玉県狭山市広瀬東２丁目14番18号

再生債務者　鈴木　直美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年１月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月９日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再ロ）第５号

大津市松陽３丁目10番11号

再生債務者　野口　真一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年１月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月13日

大津地方裁判所民事部再生係

平成２６年（再ロ）第６号

熊本市東区戸島６丁目25番１号

再生債務者　大津　千佳

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年12月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月14日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（再ロ）第１号

沖縄県宜野湾市真志喜１丁目13番15号

再生債務者　金城　　忍

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年１月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月13日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（再ロ）第７号

広島市南区霞２丁目２番４－402号

再生債務者　桑田　絹枝

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年１月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月14日

広島地方裁判所民事第４部

企業年金基金変更公告

北興化学企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

1．新事務所の所在地　東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号住友不動産日本橋ビル８階

2．旧事務所の所在地　東京都中央区日本橋本石町四丁目４番20号三井第二別館５階

3．変更年月日　平成27年１月５日

平成27年１月22日　北興化学企業年金基金

理事長　蔵所　広隆

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十五日

掲載頁　七十九頁（号外第一四二号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月三十一日

掲載頁　一二二頁（号外第一七一号）

平成二十七年一月二十二日

埼玉県加須市北大桑一九四二番地

(甲)　東京容器検査株式会社

代表取締役　兼市　敏明

東京都世田谷区深沢六丁目三三番二二号

(乙)　若山工業株式会社

代表取締役　若山　　晶

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月四日

掲載頁　六十四頁（号外第一五一号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十日

掲載頁　一三三頁（号外第一三八号）

平成二十七年一月二十二日

東京都港区虎ノ門二丁目一〇番一号

(甲)　伊藤忠エネクスホームライフ関東株式会社

代表取締役　葛山　修治

埼玉県鶴ヶ巣市逆川一丁目一番二九号

(乙)　株式会社インヴェナジー

代表取締役　中山　昭生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　確定した最終事業年度はありません。

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十七日

掲載頁　一〇四頁（号外第一四五号）

(丙)　http://www.bell24.co.jp/ja/whatsnew/info/index.html

平成二十七年一月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

(甲)　株式会社ＢＣＪ―16

代表取締役　杉本　勇次

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

(乙)　株式会社ＢＣＪ―7

代表取締役　杉本　勇次

東京都中央区晴海一丁目八番一一号

(丙)　株式会社ベルシステム２４ホールディングス

代表執行役　小松　健次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)(乙)　ともに

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年十二月二十五日

掲載頁　一一八頁（号外第二九〇号）

平成二十七年一月二十二日

東京都大田区京浜島二丁目三番一二号

(甲)　アイデス株式会社

代表取締役　中井　範光

東京都台東区駒形一丁目七番一〇号アイデスビル

(乙)　アイデストレーディング株式会社

代表取締役　中井　範光

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、平成二十七年二月二十四日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　確定した最終事業年度はありません。

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十七日

掲載頁　一〇四頁（号外第一四五号）

(丙)　http://www.bell24.co.jp/ja/whatsnew/info/index.html

平成二十七年一月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

(甲)　株式会社ＢＣＪ―16

代表取締役　杉本　勇次

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

(乙)　株式会社ＢＣＪ―7

代表取締役　杉本　勇次

東京都中央区晴海一丁目八番一一号

(丙)　株式会社ベルシステム２４ホールディングス

代表執行役　小松　健次